



ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

認 定 証

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インクは、
下記の組織を審査しました。

一般財団法人 沖縄県環境科学センター

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚 720 番地

ここに本組織が、以下の認知された国際規格に基づき、認定されたことを証します。

ISO/IEC 17025:2017

本認定により、以下の分野において、関連する認定範囲付属書の技術的能力が確認されました。

生物的試験(微生物試験) (詳細は付属書に記述)

適合性評価活動に対する認定資格は、本認定証内で言及された住所のみを対象とし、関連する認定範囲で特定された活動のみに適用されます。
本認定は、上記規格の認定を管理する認定機関の規定に従って授与され、本組織はその規定を遵守することをここに誓約します。

PJLA

トレーシー サーツェン
プレジデント

Perry Johnson Laboratory Accreditation, Inc. (PJLA)
755 W. Big Beaver Rd., Suite 1325, Troy, Michigan 48084

初回認定日
2023 年 6 月 26 日

発行日
2025 年 6 月 6 日

認定証有効期限
2027 年 8 月 31 日

認定番号
119833

認定証番号
L25-430

この認定証の有効性は、持続された認定に基づく継続審査を通して維持されています。
PJLAウェブサイト (www.pjlab.com)でご確認いただけます

尚、本認定証は日本語翻訳版であり、英文の認定証を正式のものとしします。



認定証付属書

一般財団法人 沖縄県環境科学センター

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚 720 番地

奈宮 正和 Tel: 098-875-1941

本認定を、上記組織が実施する下記の適合性評価活動について授与します。

試験分野	試験・測定対象 (品目、材料、製品)	試験された成分、 特性、パラメータ	仕様又は標準方法	適用された技術 又は手法	フレックス コード	活動 場所
生物的試験 (微生物試験)	一般食品	生菌数	食品衛生検査指針微生物編 第2章 2-1.細菌数に基づく 「生菌数(食品衛生検査指針)」 (ST-72105)	平板培養法 300 CFU/g	F1、F4	F
	冷凍食品	細菌数	食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚告第370号)第1食品の部D各条○冷凍食品に基づく 「生菌数(冷凍食品、冷凍ゆでだこ、冷凍ゆでがに)」(ST-70101)	平板培養法 3,000 CFU/g	F1、F4	F
		大腸菌群	「大腸菌群(冷凍食品、冷凍ゆでだこ、冷凍ゆでがに)」(ST-70101)	平板培養法 陰性/陽性	F1、F4	F
		E.coli	「大腸菌 E.Coli(冷凍食品、冷凍ゆでだこ、冷凍ゆでがに)」(ST-70201) 「大腸菌 E.Coli(冷凍食品、冷凍ゆでだこ、冷凍ゆでがに)」(ST-70301)	液体培養法 平板培養法 陰性/陽性	F1、F4	F
	飲用水及びレクリエーション用水	大腸菌	ISO9308-1(2014): Water quality - Enumeration of Escherichia coli and coliform bacteria に基づく 「水質検査標準作業手順書(大腸菌)」 (17025-603-02)	平板培養法 <1 CFU/100mL	F4	F
		レジオネラ属菌	ISO11731: Water quality - Enumeration of Legionella に基づく 「水質検査標準作業手順書(レジオネラ属菌)」(17025-603-03)	平板培養法 <10 CFU/100mL	F4	F



認定証付属書

一般財団法人 沖縄県環境科学センター

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚 720 番地

奈宮 正和 Tel: 098-875-1941

本認定を、上記組織が実施する下記の適合性評価活動について授与します。

1. 活動場所（コード-活動場所）
F - 恒久的施設

2. フレックスコード

F0 - 固定スコープ項目（*フレキシブル認定対象外）

F1 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された品目、材料、マトリックス、または製品と組成が類似する新しい品目、材料、マトリックス、または製品を対象とする。

F2 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の基準又は手順の最新版（改訂なしを含む）を導入する場合を対象とする。

F3 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の試験法に対するパラメータ/構成要素/分析物を導入する場合を対象とする。

F4 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された同じ技術または手法を用いて、認定済の非標準法の新たな改訂版を導入する場合を対象とする。

F5 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の方法（同一の技術または手法を用いる）と同等の妥当性が確認された方法を導入する場合を対象とする。